

令和7年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和7年6月25日(水)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和7年6月25日 午後1時30分		
	閉会	令和7年6月25日 午後2時30分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田淵 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	○	
	会議録署名委員	3番	瀬戸由紀子	4番
出席した事務局	事務局長	事務局員	加藤、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第3回総会会議録

令和7年6月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 議案7号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

1 ページをご覧ください。申請地は、[]の合計面積 [] m^2 です譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。

2 ページから9ページが申請書です。それでは2ページの2許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。2筆で [] 円10aあたりに約 [] 万円となっております。

4 ページをご覧ください。自作地として [] m^2 を所有しています。

5 ページをご覧ください。譲受人は申請地で柑橘類を作付け予定です。

現在、トラクター、ミニバックホウ、軽トラック、田植え機、コンバインを保有しています。

現在の自宅から申請地までは約5.6km、車で15分です。

6 ページをご覧ください。譲受人の職業は自営業となっておりますが、具体的には []。

10 ページから13ページが全部事項証明書です。

14、15 ページが位置図と拡大図です。 [] 近くにあり、申請箇所と [] が近いことがわかります。

16 ページが公図兼写真方向図です。

17 ページから19ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。17ページは放置されたキウイフルーツ畑、18ページは柑橘畑となっております。 []

[] キウイ等は伐採し、新たに柑橘類を植えると聞いております。19ページは、譲受人の所有農地の写真です。柑橘類の栽培を確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 現地については []。現地は荒れ放題のため一般の方が借りたとしても手に負えないと思います。譲受人は []、大型の機械も所有しているので農地の整備も出来ると思います。

議長 : 何か意見か意見はありますか。

瀬戸委員 : 申請書に柑橘類を栽培予定とのことだが具体的にはなにか。

事務局 : はるみやせとか等を植えるとのこと。

石田推進委員 : 譲受人は [] に住んでいるが [] にあり、週の半分ほど住んでいるので管理もしやすいと思います。

議長 : その他、何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員承認) によって議案第7号は承認されました。続きまして議案第8号について説明願います。

事務局 : 20ページをご覧ください。議案8号農地法4条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[] の [] m²です。

転用目的は、自己住宅で転用理由は、自宅の老朽化に伴い建て替えを行うためです。備考欄をご覧ください。今回、土地の一部のみを申請する理由としまして、神奈川県農地転用審査基準で自己住宅は500 m²以下にする必要があり、[] m²としたためです。

21 ページが申請書です。3転用計画(3)をご覧ください。工事期間は許可後から [] までとなっております。

22 ページが全部事項証明書です。

23、24 ページが位置図と拡大図です。[] の近くであることがわかります。

25 ページが公図です。

26 ページが現況図です。ここで宅地部分と非農地証明対応箇所、農地転用申請箇所、農地残地がわかります。非農地証明対応箇所を見ていただきますと、[] については宅地が入っていることがわかります。県農地課の指示で、本申請が許可見込みとなった際に、非農地証明を発行する予定となっております。

27 ページをご覧ください。土地利用計画図兼写真方向図です。駐車スペース3台分、車いす用スロープ、庭、新居といった配置になるようです。

28 ページから30 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。木の切り株がある状態でした。④、⑤の写真を見ると農地部分に宅地が入っていることがわかります。⑥が正面から撮った写真です。以上です。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 現地の周囲は住宅となっております農地はありません。

瀬戸委員 : 建物の建築年はいつか。

事務局 : [] です。

和田推進委員 : [] に建築された時に農地であったことは判明しなかったのか。

事務局 : 過去に農地転用した記録もなくなぜ建っているのか分からない。おそらく建築確認時には建物の位置は現在と違っていたのではないかと。建築確認後の検査で、建物の確認はするがどの位置に建っているかまで確認していないのではないかと。

本来はこのようなことが起こったらいけないので、皆さまには日々のパトロールをお願いしています。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) によって議案第8号は承認されました。納税猶予に関する適格者証明について説明願います。

4 その他

事務局 : 納税猶予に関する適格者証明について説明します。

